

令和7年第3回教育委員会定例会 会議録

■ 開催日時

令和7年3月25日（火） 13時33分開会
14時20分閉会

■ 開催場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 田之上 典昭
教育委員 : 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき, 濱崎 健児

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	紺屋 聖一
教育総務課長	田中 久夫
学校教育課長	船間 秀仁
生涯学習課長	上蘭 浩司
学校給食センター所長	水流 弘樹
指宿商業高等学校事務長	横村 敬一郎

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の非公開について
- (7) 議事
 - ・ 日程第1 議案第6号 指宿市立小学校及び中学校の学校区域に関する規則の一部改正について
 - ・ 日程第2 議案第7号 指宿市立学校教材取扱規則の一部改正について
 - ・ 日程第3 議案第8号 指宿市招致外国青年任用規則の一部改正について
 - ・ 日程第4 議案第9号 指宿市立中学校部活動指導員設置要綱の制定について
 - ・ 日程第5 議案第10号 指宿市立中学校生徒等各種大会出場補助金交付要綱の制定について
 - ・ 日程第6 議案第11号 令和7年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針について
 - ・ 日程第7 議案第12号 教育委員会事務局等の職員の任免について
- (8) その他
- (9) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(田之上教育長)

ただ今から、令和7年第3回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(田之上教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回会議録の承認

(田之上教育長)

次に、前回定例会及び臨時会の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和7年第2回指宿市教育委員会定例会及び令和7年第1回指宿市教育委員会臨時会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

ご異議なしと認め、前回定例会及び臨時会の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(田之上教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、中村委員にお願いいたします。

5 教育長の報告

(田之上教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙資料を準備してありますので、ご覧ください。

今年度最後の教育委員会定例会となりますが、よろしくお願いします。

項目1です。

3月2日、今年度から市民会館活用の取組として始まった、アマチュアの方を対象にしたステージイベント、ALPHAのまちのちょこっとステージを視察いたしました。市民参加型のイベント開催により、市民会館の利用促進に繋がっていると考えております。

項目2です。

3月3日、指宿商業高等学校の卒業式に出席いたしました。学科再編後に入学した1期生の卒業となりましたが、厳かな中で行われ、卒業する3年生の答辞がすばらしく、感動する卒業式でした。

項目3です。

3月9日、敷領遺跡見学会を視察いたしました。新聞の報道等もあり、多くの方に参加していただきました。

項目4です。

同じく9日、第1回教育委員会臨時会を開催いたしました。委員の皆様には、休日の会議の出席でしたが、ありがとうございました。

項目5です。

3月12日、第60回西指宿中学校卒業式に出席いたしました。多くの来賓の方に出席いただき、盛大に卒業式が挙行されました。卒業式後の生徒の合唱にも、大変感動いたしました。委員の皆様には、それぞれ卒業式に出席をいただき、ありがとうございました。

項目6です。

3月13日、14日、市議会定例会本会議の一般質問があり、今回は3名の議員から質問をいただきました。文化の香るまちづくりについてということで、市の文化事業の取組、学校の取組について。それから、西指宿中学校と北指宿中学校の統合に関連すること、不登校児童生徒の対応等について、領土問題に関する児童生徒の教育について、交通ルールの遵守とマナー、児童生徒の自転車利用時のヘルメット着用について、質問をいただいたところです。

項目7です。

3月16日、昨年度からスタートした「発見！いぶ好き探検隊～開聞岳への挑戦～」に参加をいたしました。子供たち60名、保護者も入れると100名近い参加があり、登山を予定していたところでしたが、前日からの雨で、残念ながら中止となりました。雨天時プログラムとして、C O C C Oはしむれにおいて、展示案内やオリビンの採取、故郷に関するクイズなどが行われました。昼食には、地域女性連の方々から美味しいカレーが振る舞われ、子供たちも大満足しておりました。

項目8です。

3月19日、開聞総合体育館でありました、令和6年度高校生向け地元企業ガイダンスを視察いたしました。高校2年生を対象に、地元企業が各ブースごとに説明会を実施しておりました。地元にある企業を知る良い機会であるという風に感じたところです。

項目9です。

3月21日、県トラック協会による新小学1年生への鉛筆・定規の贈呈式がありました。子供たちの交通安全意識の向上に繋がる取組に感謝を申し上げました。

項目10です。

3月24日、川尻小学校の卒業式に出席いたしました。教育委員の皆様にも、それぞれの学校で告辞を述べていただき、ありがとうございました。川尻小学校も保護者、教職員、多くの地域の方々、来賓の方に出席をいただき、6名の卒業生を祝っていただきました。

以上で、教育長報告を終わります。

6 会議の非公開について

(田之上教育長)

次に、本日の会議の非公開についてお諮りいたします。

本日の会議の議事のうち、日程第7、議案第12号につきましては、教育委員会事務局等の職員の任免に関する案件でありますので、非公開とし、傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱います。

7 議事

(田之上教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1，議案第6号，指宿市立小学校及び中学校の学校区域に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第1，議案第6号，指宿市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について，提案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

改正の主な内容につきまして，新旧対照表でご説明いたしますので，4ページをご覧ください。

第4条，第3号中の「母（父）子家庭」を，性別を区別しない「ひとり親家庭」という表現に改めるものであります。

なお，附則において，この規則は公布の日から施行することとしております。

以上で，説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

日程第1，議案第6号については，提案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは，日程第1，議案第6号は，提案のとおり可決することといたします。

(田之上教育長)

次に，日程第2，議案第7号，指宿市立学校教材取扱規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第2，議案第7号，指宿市立学校教材取扱規則の一部改正について，提案

のご説明を申し上げます。

資料の5ページをご覧ください。

指宿市立学校教材取扱規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、文部科学省からの通知を踏まえ、学校に求める押印等の制度・慣行を見直す必要があることから、規則の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして、新旧対照表でご説明いたしますので、9ページをご覧ください。

第2号様式の押印を廃止するとともに、これまで補助教材1点に対し1枚の提出を求めていた同様式を、学年1枚の提出で済むように改めるものであります。

なお、附則において、この規則は交付の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2，議案第7号については、提案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは、日程第2，議案第7号は、提案のとおり可決することといたします。

(田之上教育長)

次に、日程第3，議案第8号，指宿市招致外国青年任用規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第3，議案第8号，指宿市招致外国青年任用規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の10ページをご覧ください。

指宿市招致外国青年任用規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議

決を求めるものであります。

改正の主な内容につきまして、新旧対照表でご説明いたしますので、12ページをご覧ください。

自治体国際化協会からの通達に従いまして、第6条第1項中、外国語指導助手の報酬の額を、来日1年目については、月額28万円を月額33万5千円に、2年目については、月額30万円を月額34万5千円に、3年目については、月額32万5千円を月額35万5千円に、4年目及び5年目については、月額33万円を月額36万円に、それぞれ改めようとするものであります。

なお、附則において、この規則は令和7年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3、議案第8号については、提案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは、日程第3、議案第8号は、提案のとおり可決することといたします。

(田之上教育長)

次に、日程第4、議案第9号、指宿市立中学校部活動指導員設置要綱の制定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第4、議案第9号、指宿市立中学校部活動指導員設置要綱の制定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の13ページをご覧ください。

指宿市立中学校部活動指導員設置要綱を別紙のとおり制定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

14ページをご覧ください。

第1条では、指宿市立中学校における部活動に対する指導体制の充実を図ることにより、「部活動の専門性と持続性の向上」と「教師の長時間勤務の緩和」の双方の実現を図るため、学校教育法施行規則第78条の2に規定する部活動指導員を設置することに関し、必要な事項を定めるものとしております。

第2条では職務を、15ページの第3条では、任用について定めております。

部活動指導員が、学校の部活動において、部活動の管理や指導を行う顧問として従事することができる職務や教員等との連携について示しており、任用については、校長の意見を聴いた上で教育委員会が任用することとしております。

第5条では、任期を定めております。任期につきましては、任用した日から、任用した日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げないとしております。

第7条では、報酬等について定めております。指導員の報酬、手当及び費用弁償につきましては、指宿市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定によるものとしております。

16ページをご覧ください。

附則において、この告示は令和7年4月1日から施行することとしております。以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4、議案第9号については、提案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは、日程第4、議案第9号は、提案のとおり可決することといたします。

(田之上教育長)

次に、日程第5、議案第10号、指宿市立中学校生徒等大会出場補助金交付要綱の制定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第5，議案第10号，指宿市立中学校生徒等各種大会出場補助金交付要綱の制定について，提案のご説明を申し上げます。

資料の17ページをご覧ください。

指宿市立中学校生徒等各種大会出場補助金交付要綱を別紙のとおり制定したので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は，中学校部活動の地域連携・地域移行の推進に伴い，令和7年度から部活動指導員が配置されるなど，中学校部活動の在り方が注目されてきていることから，これまで内規を定めて運用してきた，指宿市立中学校生徒等各種大会出場補助金についても，広く周知を図るため，必要な事項を定める要綱を新たに制定しようとするものであります。

18ページをご覧ください。

第2条では補助対象となる大会等を，第3条では補助対象者を定めております。

補助対象となる大会等につきましては，主催団体による選別を示しており，補助対象者については，大会等に出場する生徒に加えて，顧問として引率する教員等又は部活動指導員のうち1人分を補助対象とすることとしております。

19ページをご覧ください。

第4条では，補助の対象となる経費と補助額を定めております。補助対象となる経費につきましては，大会出場に係る交通費等とし，補助額は，九州外で開催される全国大会が経費の2分の1，沖縄県を除く九州内で開催される全国大会及び九州大会が経費の3分の1，沖縄県で開催される全国大会及び九州大会が経費の2分の1，県内で開催される全国大会，九州大会及び県大会などが経費の3分の1としております。

また，上限額は，九州外で開催される全国大会が団体30万円，個人15万円，沖縄県を除く九州内で開催される全国大会及び九州大会が団体10万円，個人5万円，沖縄県で開催される全国大会及び九州大会が団体30万円，個人15万円，県内で開催される全国大会，九州大会及び県大会などは，上限額は定めず，各部活動で2回までとしております。

第5条から20ページの第9条までは，補助金の申請から交付決定及び確定，請求，交付について定めております。

附則において，この告示は令和7年4月1日から施行することとしております。

以上で，説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(別府職務代理者)

今回，要綱を定めて補助金を出すということですが，今までは内規で定めてい

たもので運用していたということで、この補助対象や補助金というのは、従来の内規に概ね即した形になっていると考えてよろしいでしょうか。

(船間課長)

今回、部活動の地域連携・地域移行の推進に伴いまして、部活動指導員が位置付けられましたので、これまで内規として取り扱ってきたものを、要綱として定め、広く周知しながら運用していきたいと考えたところです。概要はこれまでと変わらず、部活動指導員という言葉が入った程度の改正となっております。

(田之上教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第5，議案第10号については、提案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは、日程第5，議案第10号は、提案のとおり可決することといたします。

(田之上教育長)

次に、日程第6，議案第11号，令和7年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第6，議案第11号，令和7年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針について、提案のご説明を申し上げます。

資料の26ページをご覧ください。

令和7年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針を別冊のとおり定めることについて、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第1号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

別冊資料でご説明いたしますので、別冊議案第11号資料の1ページをご覧ください。

令和7年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針でございます。指宿市教育委員会は、国や県の教育行政の施策に適切に対応するとともに、心の豊かさや生

きがいを求める活力ある指宿市の教育と文化の創造を基本理念としております。

本市では、「指宿市教育大綱」と「第2期指宿市教育振興基本計画（前期計画）」に基づき、学校・家庭・地域・企業等との積極的な連携を図りながら、教育行政の推進に取り組んでまいります。

学校教育につきましては、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視し、学習指導要領に則った指導の充実を図りながら、これからの社会を生き抜く力の育成に努めてまいります。

また、各学校の教育課題を解決するために、小中一貫教育の推進、人権教育の充実及びG I G Aスクール構想の充実・推進に努めてまいります。

小中一貫教育では、児童生徒の交流活動や教員の乗り入れ授業、「指宿まるごと博物館」構想に基づいた指宿を学ぶ「いぶ好き『ふるさと学』」を核とした郷土教育、小中学校の教員が授業の在り方や、子どもの学んでいる様子について語り合う授業研究会の実施など、9年間の切れ目ない系統的・体系的な学びの中で、子どもたちの課題解決を目指してまいります。

生徒指導上の課題につきましては、学校における生徒指導体制の確立や教職員の生徒指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーや教育相談員による相談体制の充実に努めてまいります。

また、スクールソーシャルワーカーを学校、家庭、地域に派遣し、関係機関とも情報をより一層共有することで、さまざまな課題の解決を図ってまいります。

体力・運動能力の向上につきましては、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するために、市内全ての小学6年生が参加する「運動大好き“いぶすきっ子” Sports Day」を開催するなど、積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣の育成を図ります。

キャリア教育の推進につきましては、志や夢を持つ子どもを育成するため、小学生による地域の事業所への訪問や、中学生による職場体験学習「キャリア・スタート・ウィーク」を引き続き推進してまいります。

児童生徒の安全確保につきましては、実効性のある避難訓練や防災教室、交通安全教室や防犯教室等を通して、発達段階に即した危険予知能力や危険回避能力の育成に努めるとともに、家庭、スクールガード、PTA、地域住民等との連携を深め、地域全体で子どもを見守り、安全で安心できる環境づくりに引き続き努めてまいります。

教育の情報化の推進につきましては、「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力の一つに位置付け、その育成のために必要なICT環境を整え、1人1台端末及びデジタル教科書等を適切に活用できるようにすることで、急激に変化し、将来の予測が難しい社会の変化に対応し、社会で自立していくことができる教育の推進に取り組んでまいります。

中学校の部活動につきましては、学校と地域が協働・融合した形での持続可能なスポーツや、芸術文化等の活動のための環境整備を進めるとともに、地域の人材を部活動指導員として任用し、生徒にとって望ましい持続可能な部活動の推進

に取り組んでまいります。

学校給食につきましては、指宿『旬』野菜の日を設けるなど、地産地消を推進するほか、郷土食・行事食など工夫した献立を実施しながら、安全・安心でおいしい給食の提供に努めるとともに、施設設備等の改修を進めてまいります。

また、食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握に努め、除去食や代替食を提供してまいります。

指宿商業高等学校につきましては、専門高校としてビジネスに関する専門的知識や技術を習熟させ、就職だけでなく、上級学校進学等の幅広い選択肢がとれる3学科体制により、魅力ある学校づくりを進めて入学志望者の増加を図ります。

また、全国初の高校による株式会社指商や、指商デパートなど特色ある教育活動を通して、企業や地域社会等でリーダーとして貢献できる人材の育成に努めるとともに、I C P活動いぶすき茶いっぺプロジェクト活動を継続させ「おもてなし」の心を発信してまいります。

さらに、通学が困難な地区から入学したスポーツ活動において優れた資質や実績がある生徒の下宿費の一部を補助することで、部活動の支援も引き続き行ってまいります。

韓国語・中国語の選択学習においては、語学検定合格やスピーチコンテストなどの各種大会参加に向けた勉強会に取り組むとともに、韓国の永化国際観光高等学校との間でホームステイ事業を実施し、語学力と国際感覚の向上を図ってまいります。

さらに、全国商業高等学校協会主催簿記実務検定試験1級などの上級資格取得に向けて、生徒の適性、能力、個性に応じた教育を進め、オンライン公務員講座の継続など、的確な進路を実現できるよう引き続き推進してまいります。

社会教育につきましては、自ら立つ「自立」、自ら律する「自律」した市民を自ら育てていくという生涯学習の理念に照らし、住民自身のニーズに基づく「要求課題」、そして市民として必ず学習してほしい「必要課題」についても学ぶ生涯学習講座等の充実を図ってまいります。

また、まちづくりを主体的に担う人材育成の観点から、各社会教育関係団体の再興・活性化や指導・助言に取り組んでまいります。

青少年の健全育成につきましては、青少年育成推進員をはじめとした指導者の育成や活躍の場づくりを行うとともに、学校応援団や放課後子ども教室など、地域と学校が相互に連携・協働して行う地域学校協働活動事業を推進することにより、「ふるさとを自慢できる子ども」の育成に努めてまいります。

家庭教育につきましては、家庭教育支援員や子育てサポーターの養成・活用を図るとともに、家庭教育学級等の研修に係る講師を市が派遣する「家庭教育講座等支援事業」を推進し、学校や幼稚園・保育園・こども園、その他関係機関等と連携した家庭教育及び子育て支援の充実に努めてまいります。

子どもの読書活動の推進につきましては、市立図書館や学校図書館を活用しながら、学校・家庭・地域における読書の習慣化と環境づくりを図り、読書を通し

た子どもの育成に努めてまいります。

文化芸術活動の促進につきましては、文化祭やいぶすきシルバー美術展等への支援を通して、市民による文化芸術の発表と鑑賞の機会を設けます。

また、指宿市民会館を活用した文化公演の開催など、自主文化事業に引き続き取り組み、市民をはじめとする多くの方々に利用されるような管理運営に努めてまいります。

地域文化の継承・発展につきましては、市郷土芸能保存会等と連携し、市民がやりがいをもって、各地域の郷土芸能や伝統行事の保存継承活動に取り組めるよう研修の機会を設け、人材育成に努めてまいります。

文化財の保護と活用につきましては、国指定史跡の指宿橋牟礼川遺跡や今和泉島津家墓所をはじめとする、地域に所在する指定文化財等の保護と活用に取り組むとともに、地域をあげた持続可能な文化財保護の体制づくりに取り組み、郷土愛と誇りの醸成を図るため、「指宿市文化財保存活用地域計画」に基づいた文化財の保護と活用に取り組んでまいります。

時遊館ＣＯＣＣＯはしむれでは、企画展「大海を渡る山川石～墓石がつかない薩摩・奄美・琉球～」や各種講座、体験学習等の開催を通して、新たな学びの機会の提供に努めてまいります。

以上の基本理念及び基本方針に基づき、令和７年度に計画している主な施策について申し上げます。

教育総務費のうち教育振興費では、教育環境検討事業、外国語指導助手招致事業、学校教育管理に係る事業、子どものサポート体制整備事業、青少年交流事業、特別支援教育支援員配置事業、小中一貫教育推進事業及びスポーツ・文化振興基金事業等を実施します。

５ページをご覧ください。

小学校費のうち学校管理費では、各小学校の学校運営に係る経費、施設整備に必要な経費を予算化したほか、施設の維持・管理を行い、教育振興費では、各小学校の図書、教材備品の購入を行います。

学校教育振興費では、要・準要保護児童就学援助費及び特別支援教育就学奨励費を支給するほか、学力検査・知能検査、小学校の環境検査及び児童・教職員の健康診断等を実施します。

６ページをご覧ください。

中学校費のうち学校管理費では、各中学校の学校運営に係る経費、施設整備に必要な経費を予算化したほか、施設の維持・管理を行い、教育振興費では、各中学校の図書、教材備品及び教育用端末の購入を行います。

学校教育振興費では、要・準要保護生徒就学援助費及び特別支援教育就学奨励費を支給するほか、学力検査・知能検査、中学校の環境検査及び生徒・教職員の健康診断等を実施します。また、中学校における持続可能な部活動やスポーツ及び芸術文化活動等の推進に取り組めます。

高等学校費のうち学校管理費では、指宿商業高等学校の学校運営に係る経費、

施設整備に必要な経費を予算化したほか、施設の維持・管理を行い、教育振興費では、指宿商業高等学校の図書、教材備品の購入、パソコン借上のほか、指宿商業高等学校活性化補助事業を実施します。

7ページをご覧ください。

社会教育費では、生涯学習推進事業、青少年健全育成推進事業、芸術文化振興事業、文化財保護事業を実施します。また、時遊館C O C C Oはしむれ、市民会館、図書館及び公民館の管理運営を実施します。

保健体育費では、指宿・山川の両学校給食センターの管理運営に係る経費を予算化したほか、給食費の一部補助を実施します。

なお、主な事業等につきましては、それぞれ費目ごとに、網掛けをしております表内にお示ししてございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(別府職務代理者)

基本方針の1ページと2ページにありますG I G AスクールとI C T環境について、デジタル端末については、ほぼ揃えられていますが、今後の教科書等のソフト面整備というのは、どういったものが考えられるのか、どういった形になっていくのかを教えてくださいたいです。

それから、学校訪問等で授業を見させていただいたときに、G I G Aスクール構想の中での授業の在り方、最終的には個別最適化されたものを目指す理念等は、研修等で理解しているつもりです。最初は、先生方が端末を使って教えている姿に、なるほどと思って見ていたのですが、これからは先生方の個人的な力量に依存している部分が多いのかなと思ったりもしています。今後、G I G Aスクール構想の充実に向けて、どういった形で進んでいくのか、この2つについて教えてくださいたいです。

(田中課長)

まず先に、設備等の状況について、説明させていただきます。G I G Aスクール構想に基づきまして、令和3年度に児童生徒全員に、1人1台のタブレット端末を準備いたしました。

その後も、端末の入替え等も少しずつ行ってきたところですが、令和7年度に、中学校の端末の全台入替えを計画しております。小学校はi P a dですが、中学校はE x c e lとW o r d等に馴染んでほしいという思いから、W i n d o w s端末となっておりますが、W i n d o w s 10のサポート終了ということもあり、W i n d o w s 11への入替え費用等を考えたとき、端末も4年間使用しておりますことから、全台入替えた方が良いのではないかとということで、令和7年度予算

での入替え計画を立てております。

入替えにあたりましては、小学校と中学校のOSが違うということで、学校に聞き取りを行いましたところ、「Windows 端末では、Excel と Word が使え、使いやすい」という意見がある一方、「Windows 端末は重い」、「Windows アップデートがかかる」、「小学校でせつかく iPad に慣れ親しんだのに、中学校でまた端末の操作の仕方から勉強しなければならない」という意見もありました。

また、中学校より小学校のほうが端末の使用率が高いということもありますことから、この際、iPad に全て統一してはどうかと考えました。その場合、もう一つメリットがございまして、急にタブレットが壊れて、明日から授業が受けられないと困りますので、ある程度の予備機を持っているのですが、その予備機についても小学校と中学校で同じ機種ですと、たくさん確保しなくても管理がしやすいということもありまして、令和7年度からiPadの導入を考えているところです。

次に、校舎内のネットワークにつきましては、平成29年度から順次ネットワーク整備をしておりますが、こちらも大体5年くらい経ちますと、機械が古くなってきておりまして、今年度におきましては、3校の改修を行いました。実際に調査をいたしますと、ネットワーク機器の処理能力が不足しているという結果が出ましたので、今年度改修をし、来年度、再来年度につきましても、別の学校において改修をしていきたいと考えております。機器の整備状況や、今後の整備計画につきましては、現状はこのようなになっているところです。

(船間課長)

タブレット端末を活用した児童生徒の状況ですが、現在、eライブラリアドバンスというAIドリル、個別に学習を進められるもの、授業等で教師側が活用するもの、児童生徒も活用するロイロノート・スクールというものを中心に活用が進んでおりますが、令和5年度と比較して、令和6年度の市内の小中学校、ほとんどの学校で活用率は上がってきております。

ただ、先ほども出ました教職員の研修というのは、GIGAスクール構想が始まってから毎年、複数回行われているのですが、やはり個人差はまだ埋まらないという状況と、指宿市内を見ても学校差が、なかなか埋まっていけない。そして、中学校の活用が、なかなか伸びていけないというのが現状であります。小学校の方は、しっかりと授業の中でも活用してきたり、子供たちもタブレット端末の技能的ないろいろな面も向上してきているが、中学校になった段階で、その利用が少なくなってきたと。そこを学校教育課として、どう解決していくか、これが一つの課題となってきました。

デジタル教科書等につきましては、複数の教科で、どんどん導入されていっていますが、今後は、授業の活用でもそうですが、家庭への持ち帰りでの活用をどうしていくか、そこがまた課題になっていくと考えております。

(別府職務代理者)

ソフト面、教科書のデジタル化というのは、現実的にはどうなのでしょう。今、教科書の中にQRコードがあって見られるというのは分かっているのですが、実際のデジタル教科書というのは、それを指しているのか、それとも教科書そのものが紙ベースではなくなってしまうのか、そこが疑問なので教えてください。

(船間課長)

デジタル教科書を利用する教科というのは、今後も増えていくと思うのですが、一気にデジタルに進んでいくという状況にはならないと思います。最近の報道でも、先進的に進んだ国では、逆に紙媒体に戻りつつあるという報道等も出ておりましたので、文科省としてはデジタルを進めながらも、紙媒体と併用して利用させていくという方向であります

(別府職務代理者)

分かりました、ありがとうございます。

(田之上教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第6，議案第11号については、提案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは、日程第6，議案第11号は、提案のとおり可決することといたします。

議事（非公開）

日程第7 議案第12号 「教育委員会事務局等の職員の任免について」

・・・・・・原案同意

(田之上教育長)

以上で、本日、予定しておりました議案等については、全て終了いたしました。

8 その他

(田之上教育長)

これより、その他に入ります。

何かございませんでしょうか。

(なしの声)

9 閉会の宣告
(田之上教育長)

以上で、令和7年第3回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。